

「宮城県情報通信関連企業立地促進奨励金」について

宮城県では、ソフトウェアなどの設計や開発機能を有する情報通信関連企業の立地・集積を目指しており、「宮城県情報通信関連企業立地促進奨励金」を交付することにより、進出する企業の初期投資軽減への支援を行っております。

1. 対象となる企業(情報通信関連事業所のうち)

①ソフトウェア業又は知事が適当と認めるこれに類する業を行う事業所のうち、開発拠点又は本社等に該当するもの。

※本社等とは、地域再生法第17条の2第3項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた本社機能を有する事業所

②事務業務オフィス(バックオフィス、BPOオフィスなど(コールセンターは除く。))

2. 交付の要件

①投下固定資産等奨励金(事務業務オフィスは除く。)

新設した事業所に係る投下固定資産相当額が1,000万円(政令市・中核市を除く市町村に開発拠点又は本社等の新設する場合は150万円)を超えること

開設日の翌年1月1日現在における投下固定資産額(家屋及び償却資産に限る) + 土地・建物・設備機器賃料の5年分相当額

②雇用奨励金

(1) 開発拠点又は本社等：対象となる事業所の開設日から1年(若しくは2年、3年)経過した日に 5人以上(政令市・中核市を除く市町村に開発拠点又は本社等を開設する場合：3人以上)雇用していること

(2) 事務業務オフィス：対象となる事業所の開設日から1年(若しくは2年、3年)経過した日に 10人以上(政令市・中核市を除く市町村に事務業務オフィスを開設する場合：5人以上)雇用していること

3. 交付の内容

①投下固定資産等奨励金(初年度のみ・事務業務オフィスは除く)

対象となる事業所の開設日の翌年1月1日現在における投下固定資産額と、開設日から1年間の土地、建物、設備機器賃借料の合計額に、右表の交付率を乗じた金額の合計額

区 分	奨励金交付率		交付限度額
	投下固定資産	賃借料	
開発拠点等	1/10	1/3	1,000万円
本社機能	1/10	1/10	1,000万円
本社機能+開発拠点	1/10 + 1/10	1/3 + 1/10	2,000万円

②雇用奨励金(3年間)

開設日から1年経過した日の新規雇用者数に右表の奨励金額を乗じて得た額
2年経過日、3年経過日も前年度より増えた人数に応じて交付

交付対象	新規雇用者数	奨励金額	交付限度額
開発拠点 又は本社等	5人以上 (政令市・中核市を除く市町村：3人以上)	1人につき30万円(雇用者が県内教育機関の新卒者である場合は60万円)	1,000万円×3年
事務業務オフィス	10人以上 (政令市・中核市を除く市町村：5人以上)	1人につき30万円(雇用期間の定めのある労働者の場合は15万円)	500万円×3年